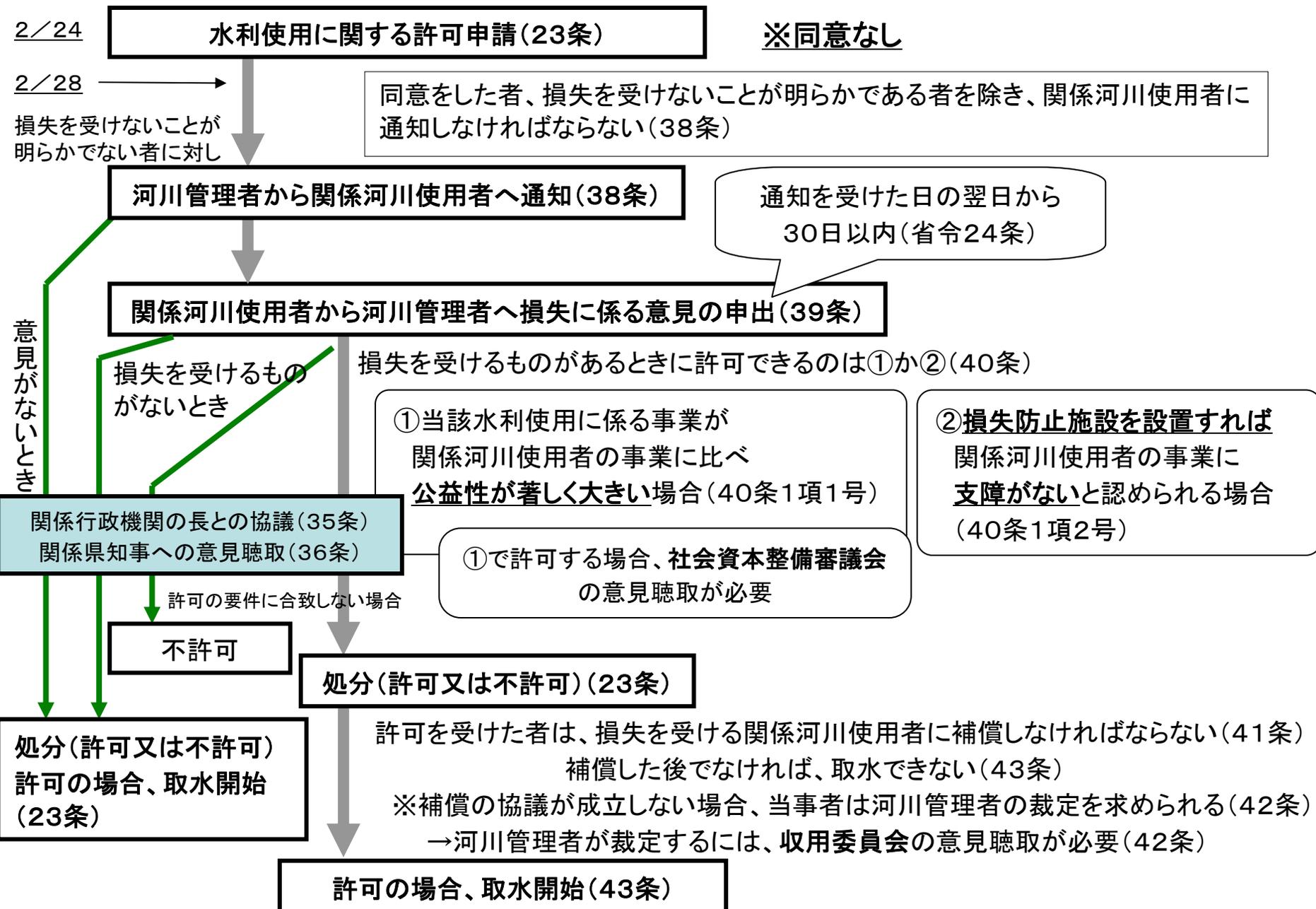


藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用による損失の考え方

平成22年2月28日

九州地方整備局

水利調整手続の概要（関係河川使用者の同意がない場合）No.1



熊本県からの申請

23条(流水の占用)・24条(河川区域内の土地の占用)

関係河川使用者の同意がないことにより行う審査・手続

同意の有無にかかわらず行う審査

申請後速やかに

損失を受ける関係河川使用者の有無
(河川法第38条に基づく通知の必要性)

必要

通知不要の場合
水利調整手続終了

関係河川使用者への通知

意見あり
(30日以内)

意見がない場合
水利調整手続終了

関係河川使用者からの意見

審査をクリア

損失の有無、損失の程度 等

関係河川使用者に損失があるとき、①損失防止施設を設置
又は②公益性を比較(社整審への意見聴取)

許可できない

不許可

許可できない

23条・24条許可

許可できる

九州地整・助言を頂く有識者の会

社整審

- 【行政手続法に基づく審査基準】
- ①水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること
 - ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること
 - ③河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること
 - ④流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと

現行許可(平成15年(2003)3月26日:許可権者九州地方整備局長)

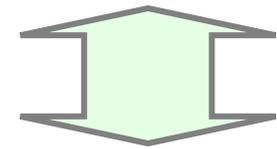
- ・荒瀬ダムあり
(H22.4.1以降、撤去工事に着手。将来的にはダムを撤去。)
- ・発電のための取水をしている(ただし、7年間)
(H22.4.1以降、取水を停止)

現行許可の期限(平成22年(2010)3月31日)

【現行の許可期限到来後(平成22年(2010)4月1日～)】

- ・荒瀬ダムあり(撤去工事に着手。将来的にはダムを撤去。)
- ・発電のための取水をしていない

今回の申請(平成22年(2010)2月24日)のとおり水利使用を許可した場合



比較

- ・荒瀬ダムあり
(H24.4.1以降、撤去工事に着手。将来的にはダムを撤去。)
- ・発電のための取水をする(ただし、2年間)
(H24.4.1以降、取水を停止)

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第38条 河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第23条から第29条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)に通知しなければならない。
ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

(河川に関し権利を有する者)

施行令第21条 法第38条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁券者とする。

(関係河川使用者の意見の申出)

第39条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

施行規則第24条(抜粋)

2 申出は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

(申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件)

第40条 河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行うことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

- 一 当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合
- 二 損失を防止するために必要な施設を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合

2 国土交通大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に関し第23条又は26条第1項の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

(水利使用の許可に係る損失の補償)

第41条 水利使用に関する第23条又は第26条第1項の許可により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可を受けた者がその損失を補償しなければならない。

(損失の補償の協議等)

第42条 前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

4 河川管理者は、第2項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない。

5 第2項の裁定に不服がある者は、その裁定があった日から60日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

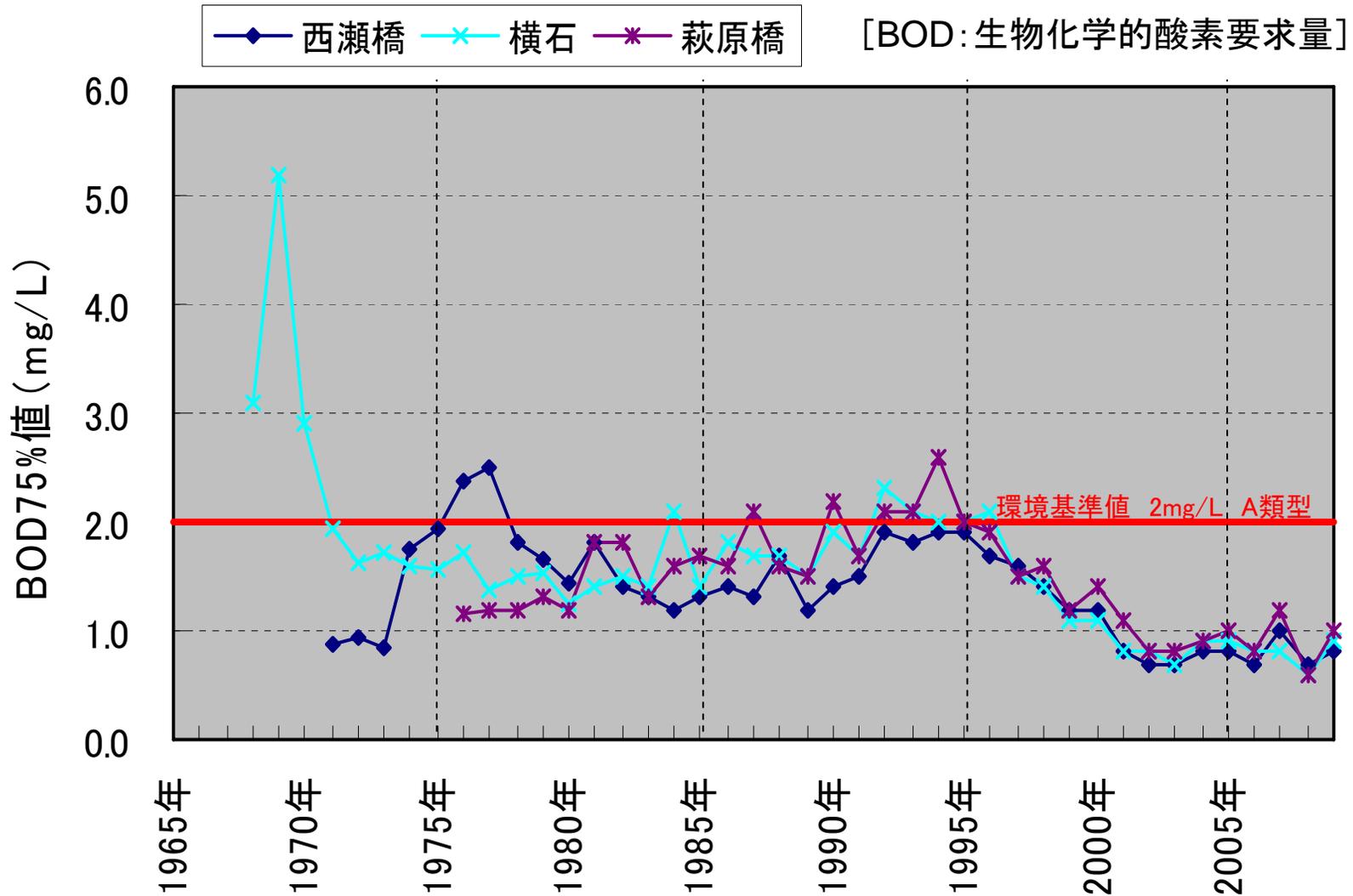
7 第5項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

(流水の貯留又は取水の制限)

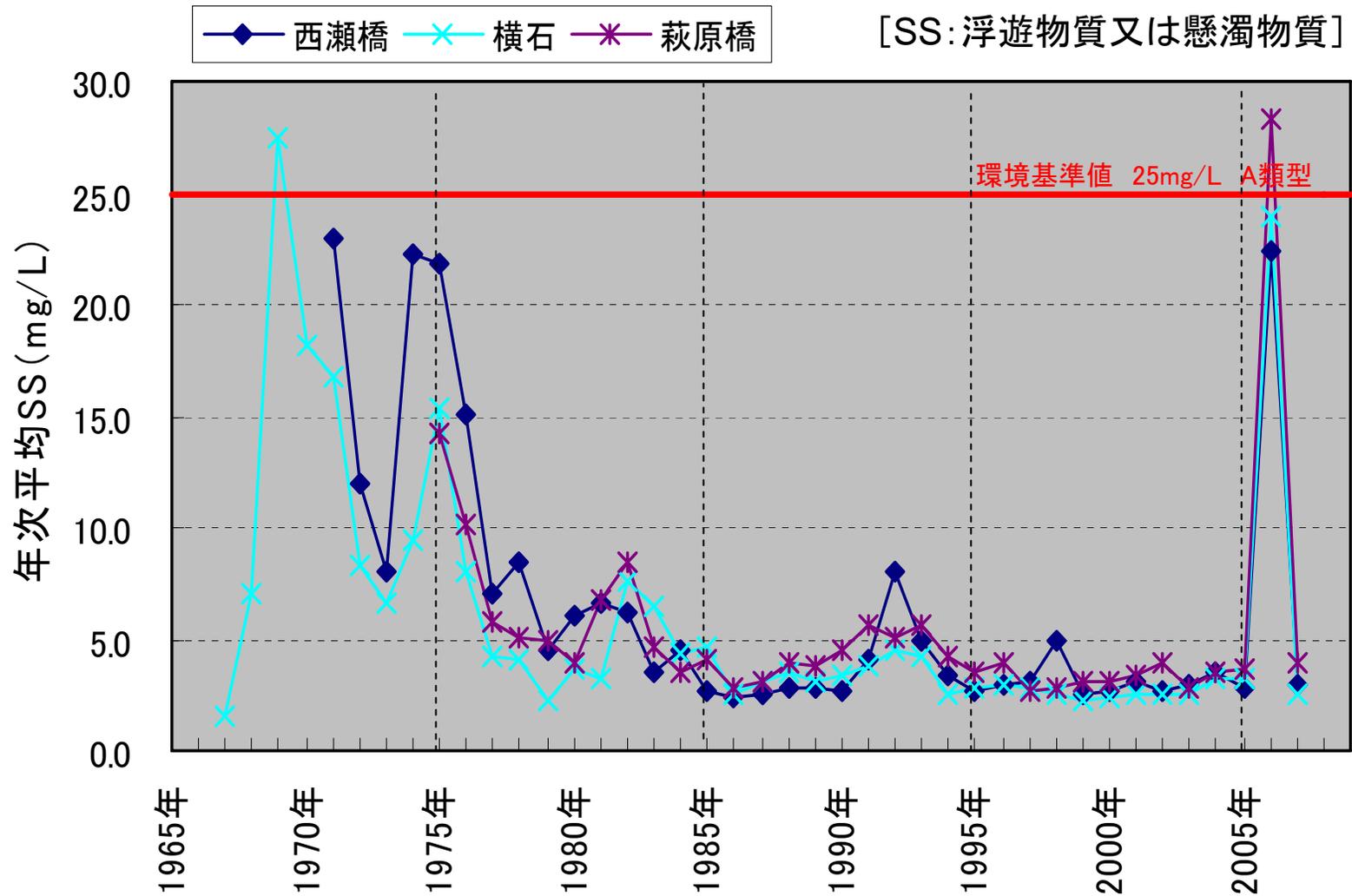
第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。(以下省略)

水質調査地点位置図

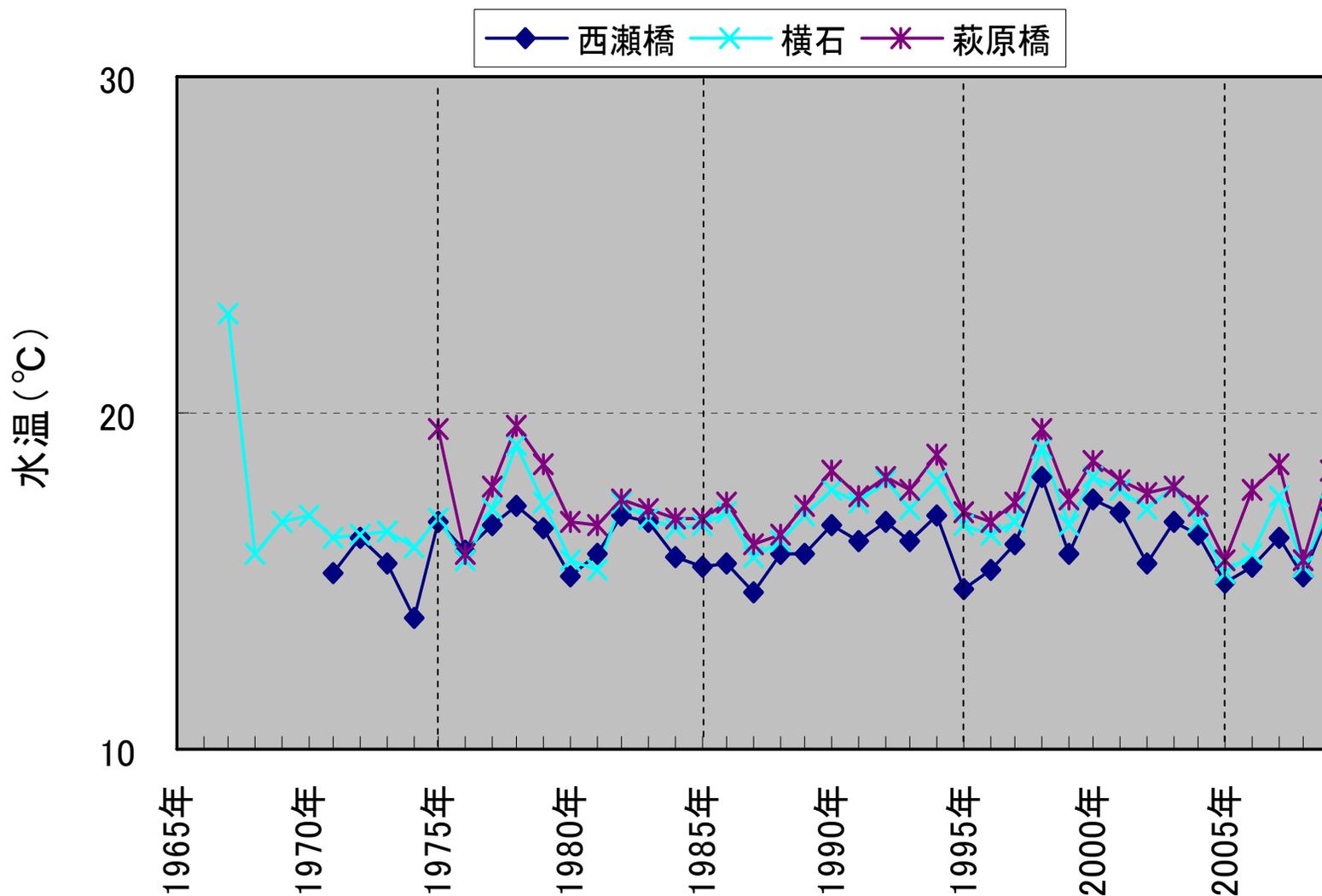




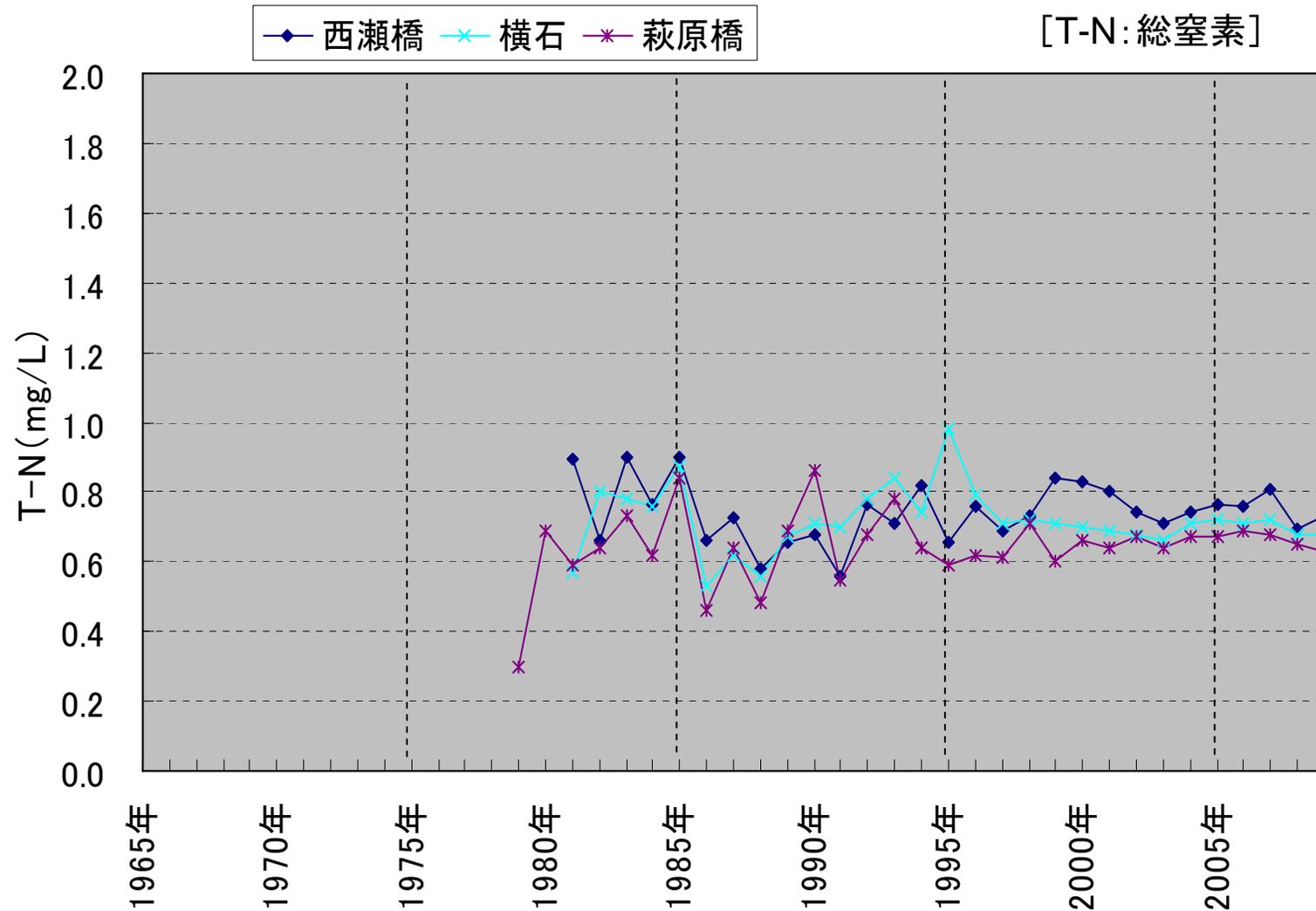
※国土交通省データ。
 ※年間の月毎の測定値を小さい順に並べ0.75×n番目(nは個数)のデータ値をもって75%値とする。
 ※1ヶ月で複数回測定している月は、測定値を平均して月毎の測定値を算出。



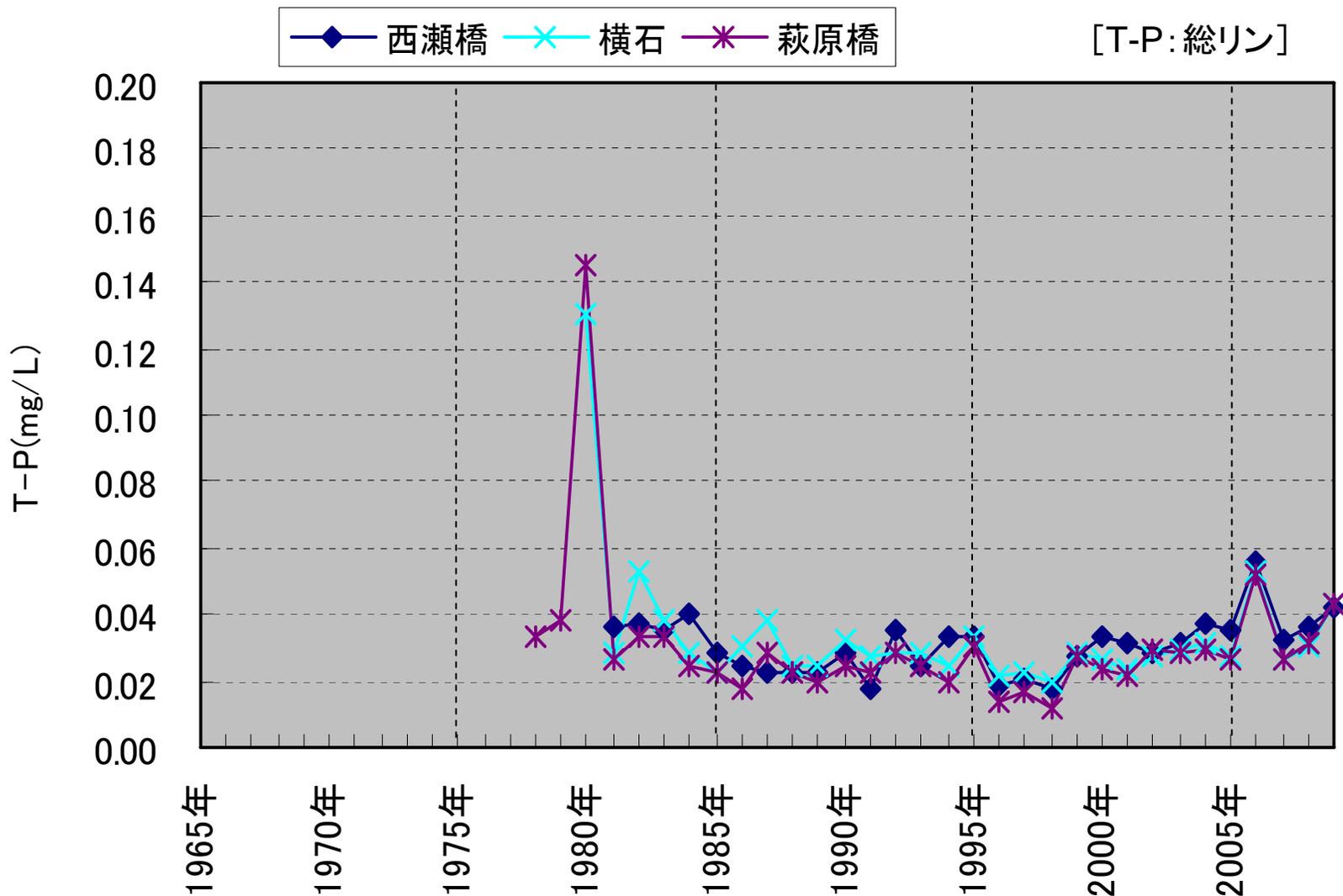
※国土交通省データ。月毎の測定値を平均し、年間の平均値を算出。
 ※1ヶ月で複数回測定している月は、測定値を平均して月毎の測定値を算出。



※国土交通省データ。月毎の測定値を平均し、年間の平均値を算出。
 ※1ヶ月で複数回測定している月は、測定値を平均して月毎の測定値を算出。



※国土交通省データ。月毎の測定値を平均し、年間の平均値を算出。
 ※1ヶ月で複数回測定している月は、測定値を平均して月毎の測定値を算出。



※国土交通省データ。月毎の測定値を平均し、年間の平均値を算出。
 ※1ヶ月で複数回測定している月は、測定値を平均して月毎の測定値を算出。

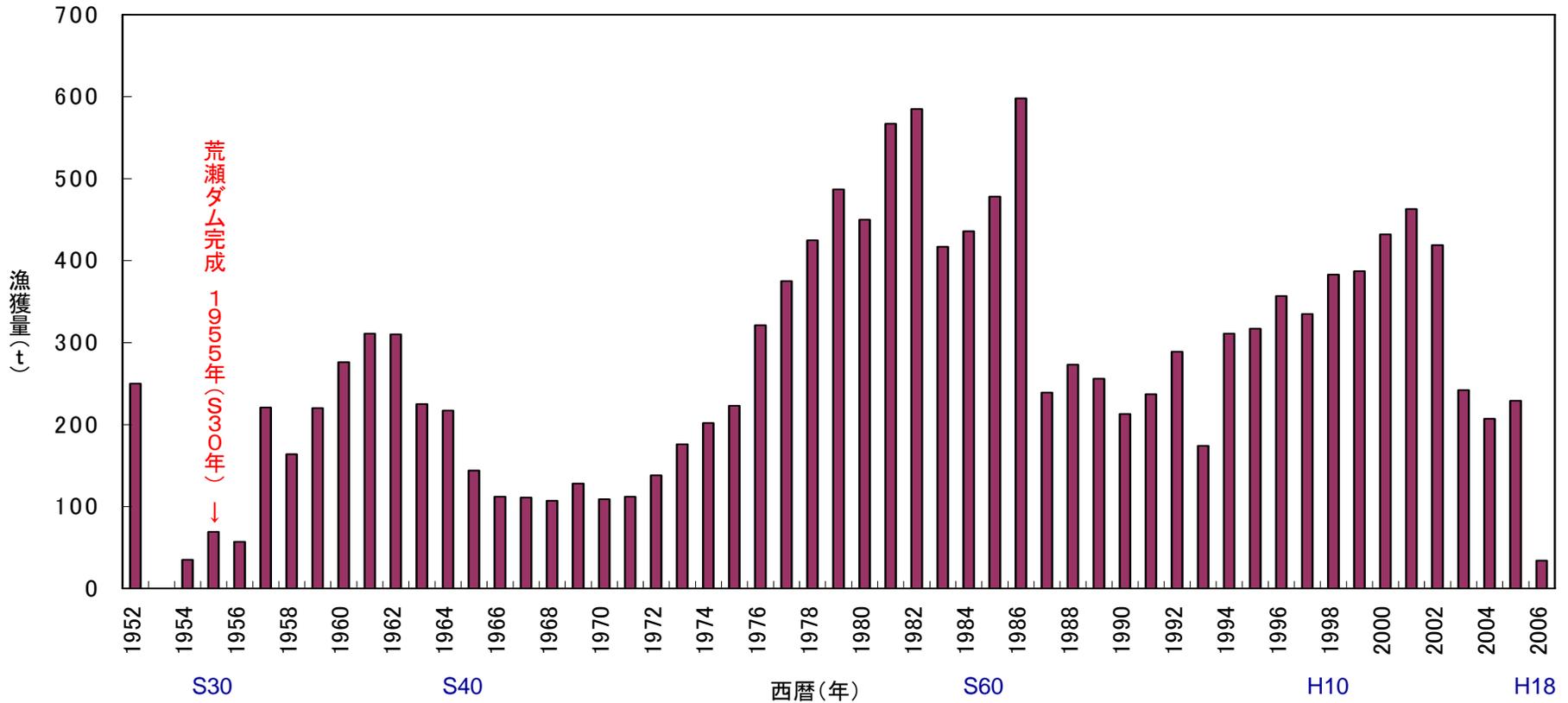


図 漁獲量の推移

- 注1) 出典：漁業・養殖業生産統計年報(農水省)、熊本農林水産統計年報(農水省)、熊本県統計年鑑(熊本県)、熊本県統計書(熊本県)より。
- 注2) 1953年は球磨川水系の漁獲量のデータがないため不明。
- 注3) 1952年、1955年の元データの単位は[千貫]となっているため、1[千貫]=1000×3.75[Kg]=3.75[t]として算出。
- 注4) 1954年、1956年の元データの単位は[千メ]となっているため、1[千メ]=1000×3.75[Kg]=3.75[t]として算出。
- 注5) 調査方法
- ・2003～2006年の調査は、内水面漁業協同組合等の代表者等に郵送した調査票を、調査員が回収する方法により実施。ただし、調査票への記入が不十分な場合には、調査員が調査対象に聞き取るにより補完。なお、協力の得られる調査対象については、往復郵送調査で実施。
 - ・2002年以前の調査方法は、漁協、地域漁業精通者から調査員若しくは農林水産省職員が、生産量、施設数等を面接にて調査。ただし、1968年以前の調査方法については不明。

【荒瀬ダム魚道の概要】

- ・荒瀬ダムの魚道は、魚類等の遡上、降下環境の改善及び荒瀬ダム下流減水区間の環境改善を目的として、河川管理者である国土交通省において設置したものである。

【事業経緯】

- ・平成6年8月、学識者、熊本県企業局、地元町村長、漁協関係者等からなる委員会を設置して、同委員会の審議を踏まえて、平成8年度に魚道整備計画を立案した。
- ・魚道設置工事は、平成10年3月に着手して、平成11年5月に完成した。



荒瀬ダム魚道全景



荒瀬ダム魚道近景

- ・平成11年～平成18年に魚道内の魚類調査を実施した結果、ウグイやコイ等の大型の遊泳魚、稚アユやオイカワ等の小型遊泳魚、ヨシノボリ等の底生魚など**25種**が確認された。
- ・確認個体数は、魚道調査一日あたり最大で**約5,800個体**（平成14年7月11日）であった。
- ・アユについて、魚道調査一日あたり最大確認個体数でみると、遡上期（3～5月）は**825個体**（平成14年4月26日）、降下期（9～11月）は**148個体**（平成12年10月26日）であった。



図-1 魚類の遡上状況(魚道観察施設内)

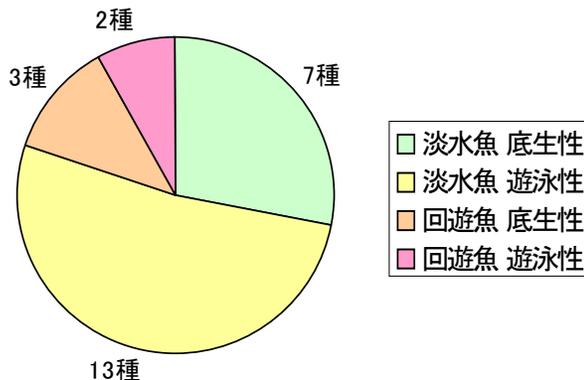


図-2 魚道で確認された魚類の生活型別の割合

表-1 魚類調査の確認魚種

種名	生活型	行動性	確認個体数 (調査一日あたり最大)
			調査結果 (平成14年7月11日)
カマツカ	淡水魚	底生性	27
ギギ	淡水魚	底生性	8
ドンコ	淡水魚	底生性	
ニゴイ	淡水魚	底生性	40
ナマズ	淡水魚	底生性	1
ビワヒガイ	淡水魚	底生性	
スナヤツメ	淡水魚	底生性	
ギンブナ	淡水魚	遊泳性	1
コイ	淡水魚	遊泳性	
イトモロコ	淡水魚	遊泳性	
ウグイ	淡水魚	遊泳性	15
オイカワ	淡水魚	遊泳性	2,317
カワムツ	淡水魚	遊泳性	32
ハス	淡水魚	遊泳性	26
ゲンゴロウブナ	淡水魚	遊泳性	
オオクチバス	淡水魚	遊泳性	
ブルーギル	淡水魚	遊泳性	2
スゴモロコ	淡水魚	遊泳性	
ヤリタナゴ	淡水魚	遊泳性	1
トウヨシノボリ	回遊魚	底生性	65
アユ	回遊魚	遊泳性	519
ヤマメ	回遊魚	遊泳性	
コウライモロコ	淡水魚	遊泳性	2,755
ウナギ	回遊魚	底生性	14
オオヨシノボリ	回遊魚	底生性	
確認種数			25種
			5,823個体

表-2 アユの確認個体数

種名	確認個体数 (調査一日あたり最大)	
	遡上期(4～5月)	降下期(9～11月)
	調査結果 (平成14年4月26日)	調査結果 (平成12年10月26日)
アユ	825個体	148個体

※国土交通省調査データ

※生活型・行動性は「川の生物図鑑」(財団法人リバーフロント整備センター)及び「日本の淡水魚」(山と溪谷社)を参考に分類している。



放流等の経緯		荒瀬ダム下流減水区間への放流量(平常時)
昭和30年3月 荒瀬ダム完成	昭和30年4月～ 荒瀬ダム発電開始	0(m ³ /s)
平成11年5月 荒瀬ダム魚道完成	平成11年5月～ 荒瀬ダム魚道から放流開始	魚道 0.5(m ³ /s)
平成15年3月 水利権更新	平成15年4月～ 洪水吐きゲートから放流開始	魚道 0.5(m ³ /s) 洪水吐きゲート 1.5(m ³ /s)
<p>・前回の藤本発電所(荒瀬ダム)水利権申請書(H15. 1. 23付)により熊本県企業局は、「地元の要望を考慮して企業局が行う対策実施計画」の環境対策の一つとして、減水区間における停留水の解消及び河床の清掃のため、常時1.5m³/sを洪水吐きゲートから放流することを表明され、平成15年4月から放流されている。</p>		<hr/> 合計 2.0(m ³ /s)